



質問

管理費滞納者に管理組合の役員となる資格を制限することはできますか。

(相談概要)

ある管理組合では、滞納者について役員の資格を与えないこととする規約の変更を検討しています。このような定めは許されますか。



回答

区分所有法上は、管理組合の役員の資格についての定めは特にないため、役員たりうる資格、その選任等に関しては、自治規範である規約に委ねられていると考えられます。

したがって、規定が公序良俗に反するようなものでない限りは、規約において定めることができます。

しかし、本件のような制約を設けることは、区分所有者の権利を制限することにもなり得ることから、恣意的な運用の余地のないものとする等、また、社会通念上容認されるものとなるよう、慎重な対応が必要です。

【参考事例】

[管理組合関係](#) → [管理費等の滞納に関する事項](#) → [管理費等の督促](#)

管理費滞納者に対して共用部分の一部使用制限をすることはできますか。(Q0090)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。